

京都障害児者親の会協議会

〒606-0846
京都市左京区下鴨北野々神町26番地
北山ふれあいセンター内

発行人 会長 前田武藏

TEL 075-702-1180 FAX 075-702-1190
E-mail: oyanokai@mx2.wt.tiki.ne.jp
URL: http://ww2.wt.tiki.ne.jp/~oyanokai/

目次

- ◆ 令和4年度 役員・リーダー等研修（第3回）を開催しました…………… 1
- ◆ お知らせ…………… 12

○令和4年度 役員・リーダー等研修会（第3回）を開催しました。

令和4年11月29日（火）京都テルサで、役員・リーダー等研修会を開催しました。今回の研修は、9月の北部会場での研修に引き続き成年後見制度をテーマとし、京都市成年後見支援センターからお二人を講師としてお招きし、成年後見制度の実態、親族後見人、法人後見、市民後見についてお話しをお聴きしました。参加者からは、丁寧に説明していただき分かりやすかった。この機会にいろいろ考えていきたいとの感想をいただいています。

皆さんに成年後見制度について考えていただきますよう、概要をお知らせします。

講師 京都市成年後見支援センター
相談部副部長 鈴木 祐樹 氏
相談部 中村 亮太 氏

コーディネーター
土屋 健弘 氏
京都市北部障害者地域生活支援センター
「きらリンク」センター長
出口 剛史 氏
京都市南部障がい者地域生活支援センター
「あいりん」相談支援専門員

■本日の研修について＜出口講師＞

今回の研修について説明させていただきます。今日は成年後見支援センターの方からお話をさせていただきます。成年後見制度は関心の高いテーマですので、2018年度から4回に渡って成年後見制度についての研修を実施してきました。今回は、親族後見、法人後見、市民後見を中心に、今までとは違う角度で成年後見制度について学ぶ機会になればいいなと思っています。

■京都市成年後見支援センター講義

＜鈴木講師＞

講義の柱

- ① 成年後見制度とは

- ② 任意後見制度・法定後見制度について
- ③ 成年後見人等の具体的な職務内容
- ④ 成年後見人になれる人
- ⑤ 法人後見について
- ⑥ 市民後見人について

1 成年後見制度とは

成年後見制度は認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下された方の権利と財産を守る制度であり、本人の意思を尊重した生活を支援する制度である。成年後見制度という大きな括りがあり、その中で2つに分かれている制度である。1つが任意後見制度で、将来に備えたいという方が使われる制度である。もう1つは支援が必要になった方が利

用される法定後見制度である。

2 任意後見制度・法定後見制度について

任意後見制度は自分の意思で信用できる人を後見人に選び、また、どんな支援をしてもらいたいかを予め決めておくことができる制度である。将来に備えたい方が利用される制度である。

令和3年の統計では任意後見制度の利用者は2,663人で、法定後見制度の利用者は237,270人。割合は、任意後見制度の利用者が1.1%で、98.9%が法定後見制度を利用されているのが現状である。

法定後見制度は判断能力が十分でない人を支援する制度であり、例えば本人が結んだ不利益な契約を家庭裁判所が選んだ後見人が取消すことで、本人の生活を守る制度である。

判断能力が低下しているとしても、支援を必要とする度合いは、個々で状況が異なるため、法定後見制度の中で、3つの類型に分けられている。判断能力が不十分な状態を「補助」、判断能力が著しく不十分な状態を「保佐」、判断能力が全くない状態を「後見」という。類型に合わせて、支援を受ける人を被補助人、被保佐人、成年被後見人と呼び、支援を行う人は「補助人」「保佐人」「成年後見人」と呼ぶ。

法定後見制度を利用する場合は、家庭裁判所に申立てを行う。申立てをする裁判所は、本人の住所地を管轄する家庭裁判所である。京都市民であれば下鴨にある京都家庭裁判所に申立てをする。申立てができるのは本人及び配偶者はもちろんであるが、4親等内の親族ができる。ほかに検察官等も申立てできる。親族がない場合は、各自治体の長、京都市の場合であると京都市長が申立てを行うことができる。流れは、申立てを行い家庭裁判所で調査及び必要に応じて鑑定を行い、審判される。その後、2週間の間で即時抗告という不服申立てを行うことができる期間がある。2週間以内に不服申立てがなければ審判が確定する。審判が確定すると実際の支援が始まるという流れになっている。

4親等内の親族の範囲はかなり広く、甥姪の子どもまでの範囲になる。広い範囲で本人のための申立てが可能であり、本人を中心とした親族で申立てについて考えることが重要である。本人や配偶者、4親等以内で申立てられない場合、市長申立てになる。市長申立てでは、2親等以内の親族の存在を調べ、親族として申立てる意思があるのかを確認する必要があるため、時間がかかる。本人に支援が必要だと分かっているのであれば、親族が申立てを行うことで時間をかけずに支援に繋げることができる。

次に成年後見人等には、本人の代わりに法律行為を行い、必要な物を購入したり、病院や福祉サービスの利用契約を行う権限が与えられる。支援の判断を誤ると本人の意思と違う方向に解釈をしたり、権利を制限しかねないため、本人の判断能力により与えられる権限の範囲が異なる。

同意権（取消権）は、本人が行った法律行為・契約が適切かどうかを判断する権限である。この行為を行うと本人がこの先、困られるかなという判断をした場合、契約そのものをなかったことにできる。例えば、消費者被害に遭われた時に有効な権限になる。ただ、本人が希望する契約が取消される可能性があることも十分注意しないと、本人が望むことをできない状況になる。

判断能力が全くない場合は、成年後見人が本人の代わりにすべて判断することができる。

3 成年後見人等の具体的な職務内容

財産管理と身上保護の2つが大きな成年後見人の仕事である。

(1) 財産管理

本人の生活のためのお金の管理や不動産の管理するのが後見人の仕事である。本人が結んでしまった不利益な契約の取消しも含まれる。日用品の買物等も契約にあたるが、日常生活に関する行為は、同意権（取消権）の範囲に含まれない。その他、利殖を目的とした資産運用はできない。本人の財産を第三者に贈与することを勝手にはできない。

注意いただきたいのは、居住用不動産を処分する場合は、家庭裁判所の許可が必要になることである。権限を与えられていても本人が住んでいる家、不動産に関してはそれを売却して、間違いであった場合に住む場所が無くなるので、これは家庭裁判所が許可する。

遺産分割協議等において、本人と成年後見人等との利益が相反する場合、例えば兄弟姉妹で後見人、被後見人という関係で親の遺産を相続する場合、どちらにも相続が発生することになると、揉めていなくても利益が相反するとみられるので、特別代理人の選任が必要になる。

(2) 身上保護

身上保護は、本人が健やかに安心して生活できるよう手続きや契約等を行うことである。本人が住む所の契約、入院や入所された場合の契約、費用の支払いも重要な仕事である。一方で、買物や通院の同行などの事実行為は、後見人の仕事ではない。同行者やヘルパー等を手配するのが後見人の仕事になる。本人の身元保証人にはなれない。本人が住む場

所を勝手に決めることはできない。遺言・養子縁組・結婚・離婚等、法律上の身分行為に関することもできない。本人の死後の事務、これも厳密にいうと後見人の仕事ではない。成年後見制度は本人が生存されている間の支援制度である。亡くなられた瞬間に全ての権限がなくなる。ただし、亡くなった後、火葬、残った病院代の支払等を行う人がいない場合、家庭裁判所の許可を得たり、相談しながら行うことができる場合がある。死後事務を求められることがよくあるが、基本的には親族が行うものである。

4 成年後見人等になれる人

申立ての際に後見人になってほしい人を候補者とすることは可能であるが、法定後見制度では家庭裁判所が後見人を決める。ここが、任意後見制度と大きく異なる。例えば、親族に後見人になってほしいと思っても、家庭裁判所が異なる人を選任することもあり得る。

欠格事項（民法 847 条）に該当する人は後見人になれない。

- ① 未成年者は本人自身が支援を受ける側とみられるのでなれない。
- ② 家庭裁判所で法定代理人、保佐人又は補助人を免ぜられた方はなれない。
- ③ 破産者など、自身で金銭管理がうまくいかなかった人はなれない。
- ④ 本人と揉めている方や揉めている方の親族や支援者はなれない。
- ⑤ 行方の知れない人は当然なれない。

逆に言えば、欠格事項に該当しない方であれば候補者にできるので、家庭裁判所が認めれば後見人等になれる。特に専門職の資格を持ってなくてもなれる。親族が後見人になることは可能な制度である。

○成年後見人等の受任状況

成年後見人等の受任で、一番多いのは司法書士、続いて弁護士、親族である。令和 3 年度の親族の受任件数は 7852 件であり、親族が全体に占める割合は約 20% という状況である。親族後見人とその他では、2 対 8 の割合である。親族後見人では、子が半分で一番多く、その次が兄弟姉妹である。成年後見制度は 2000 年 4 月 1 日に開始され、創設から 22 年ほどの歴史が浅い制度であるが、開始当初はこの割合が逆で、9 割が親族後見人であった。

○親族後見人について

本人や親族からすると親族間で支援や支え合いをすることを前提として考える中で、納得いかない部分もあると思う。実際にセンターにも本人や親族か

ら後見人が就いたが後見人とのコミュニケーションがうまくいかない、どうしたら後見人を外せるか、といった相談や質問がきている。こうした現状を国でも把握している。

平成 31 年 3 月に最高裁判所が後見人にふさわしい家族がいる場合は、家族を後見人にすることが基本という見解を示し、各家庭裁判所に通知を出された。

国でも、成年後見制度が必要な人が必要に合わせて使えるように、計画的に進めていこうということで、成年後見制度利用促進基本計画が策定された。第一期と第二期が策定されており、第二期は今年度から計画が開始している。第一期計画では、利用者が制度を使うことでメリットが実感できる制度になるよう、運用の改善が進められた。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備、その他、不正防止の徹底をすることと利用しやすさとの調和を図ることを目的に 3 本柱の計画が策定された。第一期の計画期間は平成 29 年度から令和 3 年度までであった。

○親族後見人を支援する様々な施策

一度後見人が選任されるとなかなか代わらないが、人と人とのことであるので、交代も含めて適切な人が選任されることが推進されている。こうした流れもあり親族後見人を支援する様々な施策ができています。

その 1 つが、成年後見監督人の選任である。これは後見人を監督する立場で、専門職の弁護士や司法書士等が選任される。こうした専門職がいることで親族が後見人を受任できるように手厚くサポートができる。不明点や分からないことがあったら相談することもできる。

後見制度支援信託・後見制度支援預金は、後見人の手元で管理するお金、日々使うお金以外の大きなお金を金融機関が関与して管理していく制度である。対象となる本人の大きな財産を払戻すには家庭裁判所の指示書が必要になる。家庭裁判所も把握しながら大きなお金を管理していくことができる重要な制度である。

令和 4 年度からは第二期計画期間になる。第一期からさらに踏み込んで家庭裁判所による適切な後見人等の選任、交代の促進が進められている。

○中核機関

中核機関については、第一期成年後見制度利用促進基本計画において地域でネットワークづくりが推進され、ネットワークをまとめる中核機関を各自治体で設置することが求められている。中核機関の設

置で成年後見制度を利用する人を増やすということではなく、成年後見制度が必要で利用したいと思われた人が、どこに住んでいても適切に利用できるように支援できる窓口をつくらうという意味で中核機関の設置が推進されている。京都市の場合、成年後見支援センターが平成31年4月に設置された。

○京都市の中核機関

京都市の中核機関は成年後見支援センターであるが、今日の講義を聞かれただけで、すべてを理解するのは難しく、さらに詳しく聞きたい時に一般相談として、尋ねていただくことができる。また、申立時の書類の書き方を一緒に確認することもできる。本日のように成年後見制度について皆さんに説明することも行っている。また、市民後見人の養成や活動支援も行っている。利用は無料であるので、活用いただきたい。

○親族後見人の「強み」と「注意点」

本人のことを一番よく知っている人によって支援ができ、本人が安心して任せることができる。会ったこともない人にいきなり支援しますと言われても、なかなか難しい。後見人は、本人の生活の基盤である金銭面に関わるので非常に重要な仕事である。後見人は、本人の資産から家庭裁判所が認めた金額を報酬として受け取ることができる。親族が受任すれば、報酬はいりませんということもできる。そういった点で経済的に負担が軽くなる可能性がある。一方で注意いただきたい点は、後見人として求められる仕事及び責任の部分である。これは弁護士、司法書士に限らず親族であっても同じことが求められる。善管注意義務というがこれは自分のことを管理するより、注意を払って管理することが求められる。非常に厳しくみられるところは専門職であっても親族であっても同じである。

本人と親族の間で考え方に相違がある場合は、あくまで本人の意思を尊重した対応が必要になってくる。本人の判断能力が低下されている中で、親族からみて「えっ」と思うことがあっても、基本は本人がどういう判断をしているのか、何をしてほしいかが重要になるので、そこを優先していくことが求められる。親族同士で考え方が違っている時に、後見人は本人の意思を実現できるようにしていく。親族間で考え方が異なる場合があると、調整が必要になる場合もある。

<中村講師>

5 法人後見について

成年後見人は、親族をはじめ、弁護士・司法書士・社会福祉士の専門職の様な「自然人」、個人の他、社会福祉法人といった「法人」でも後見人を受任することができる。民法843条に成年後見人の選任という条文があるが、後見開始の審判をするときは家庭裁判所の職権で選任すると規定され、申立ての候補者欄に記載された人が後見人に選任されない可能性がある。成年後見人が法人である場合はその事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係を考慮しなければならないことについても、民法843条第4項に規定されている。

第二期成年後見制度利用促進基本計画では、法人後見の担い手育成が推進されている。これは担い手の確保という観点のほか、比較的長期にわたる制度利用が想定される障害のある方や支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取り組みを進めていこうというもので、法人後見の担い手の育成が推進されている。

○成年後見人等の受任状況

法人後見の受任状況であるが、法人の受任状況は全体の12%であり、社会福祉協議会やその他の法人(NPO法人や法人格を取得した福祉法人)が受任されている。

○個人の後見人との違い

個人受任とは違い法人の場合は、関わる人が多くなる。法人内で役割分担しながら幅広い支援が可能である。個人が受任した場合は長期的な支援に入ると後見人自身も高齢となっていく。また、個人受任であると後見人が体調不良や突発的な事故が発生して支援ができない可能性もある。そこは法人が受任することで、法人内で役割分担ができ、突発的な事故等に対応できる。継続的な支援が可能になるといえるところが大きなメリットだと思う。一方で、人事異動等で担当者が代わることもある。担当者が代わると担当者と本人の間で信頼関係を新たにつくることになるので、本人にとっては「また新しい人か」と思われることもあるかもしれないが、そこは法人として、担当者間で少しずつ移行していく方法で引き継いでいく。また、不正防止の観点から法人内のけん制により権限の逸脱を防ぐことが可能である。これは、当法人でも、出金前、出金後について複数体制でチェックすることでの職員間の不正防止の機能を働かせている。

○京都市社会福祉協議会における法人後見事業

事業の目的は、判断能力の低下あるいは判断能力が著しく欠けている方が、成年後見制度を利用して

本会が成年後見人となることにより、安心して生活を送れるように本人の権利を擁護することである。

京都市社会福祉協議会の成年後見に係る事業対象者は、日常生活自立支援事業や単身高齢者万一あんしんサービス事業の利用者の中で、成年後見制度の利用が望ましいと審査会が判断した人が対象となる。ただし、利用者の中で、成年後見人となる親族がいない人、又は親族及び第三者との間で紛争のない人というのが、条件になってくる。〈日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは、日常的な金銭管理あるいは通帳・印鑑の管理や、福祉サービスの利用支援等について、本人との契約に基づいて社会福祉協議会が実施している事業。京都市単身高齢者万一あんしんサービス事業、これは死後事務委任契約を生前に本会と葬儀社の3者で契約を結ぶ事業〉

○成年後見人等の受任及び後見業務の実施

受任までの流れは、①受付②本人の生活状況の確認③法人後見審査会（受任案件の検討）④家庭裁判所へ申立てとなっている。

後見業務の実施については、本人を中心に当センター、関係機関等が連携しながら進めている。本人の定期的な収支を確認しながら、本人の希望を聞き、実際の支援計画を作成し、（成年後見支援センターでは、市民後見人養成講座を受講された人の中から、法人後見支援員の登録を任意で募集している。）本人とセンターで作成した支援計画に基づき支援にあたっている。実際に支援にあたる人が法人後見支援員である。直接担当職員が支援に行く場合もある。法人後見支援員は、京都市社会福祉協議会の臨時職員として雇用契約を結び、業務にあたっている。本人の支援にあたって、様々な関係機関と連携し、情報共有しながら本人を支援している状況である。

事業の実施状況は、令和4年9月末現在で、19件の受任状況となっている。

6 市民後見人とは

市民後見人は法的な根拠を持つものではなく、自治体によって定義は異なる。京都市では4つの要件を満たす人を市民後見人として定義している。

- ①同じ地域に住む市民としての目線、立場から地域貢献の一環として、後見人としての活動を行う人
- ②人として守るべき高い倫理観を有して高齢や障害のある人や福祉活動に対して理解と熱意がある人
- ③養成講座受講により、後見活動に必要な法律、福祉に係る知識、実務対応能力を備えた人
- ④成年後見支援センターの助言や支援を尊重しながら

ら被後見人等の権利を守って活動できる人が京都市で定めている定義である。

第二期成年後見制度利用促進基本計画で、優先して取り組むべき項目として担い手の確保、育成の推進がある。そこには市民後見人の活躍支援ということで、地域共生社会の実現のために人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進している。また、意思決定支援や身上保護、本人の意思を大切にして、金銭面の管理だけではなく、生活の身の回りのこと、本人が安心して生活できるよう、そういう意識を持って充実した養成講座のカリキュラムになるよう養成講座を見直すことも取り上げられている。

ただし、市民後見人の受任状況は全体の1%という少ない状況であり、今後、広めていく必要があると思っている。

○京都市における市民後見人養成の取組について

平成24年度に第1回目となる研修を実施し、これまで計8回の養成講座を実施した。これまでの受講者は173人で、年齢や本人の事情で辞退された方がいるが、令和4年6月末現在で93名の方が登録されている。

○講座の性質

この講座を受講したことで、法的な根拠に基づく法的な資格を与えられるものではない。講座を受講しても後見人としての収入を確約するものではないというのが講座の性質である。今年度も市民後見人の養成講座を実施しており、現在、23名の方が受講されている。

○市民後見人の受任件数の推移

H28：10件、H29：6件、H30：5件、R1：8件、R2：11件、R3：5件

平成28年から令和3年までの状況であるが、まだまだ少ないという印象を持たれたと思う。基本的には市民後見人が受任するケースは市長申立ての中から親族と紛争関係がない人、多額の財産や負債がない人という市民後見人に適した案件を担当していただいている。

○市民後見人への支援について

養成講座を受講し、市民後見人として登録されてからも、スキルアップを目的に年4回から6回程度の登録者研修を実施している。実際に受任している場合は、1年に1回家庭裁判所に報告書を提出する必要があるため、センターは、報告書のチェックを行ったり、日々市民後見人としての活動の報告を受け、必要な助言等の支援をしている。

■ 質疑応答

【参加者質問】

親の遺言書に後見人の名前を記載しておくことができるのか。生存中は後見人を就けず、親が亡くなってからお願いしたい。また、成年後見制度の利用を途中で止めることができるのか。

【土屋講師】

後見人の名前を遺言に書くことはできると思うが、記載したからといって、遺言通りになるという保証はない。成年後見は申立手続きが必要であるため、例えば親族、兄弟姉妹に成年後見制度の申立てを遺言に記載したとしても、兄弟姉妹が親の遺言に従い、申立ての手続きをしないと進まない。親族に後見人をお願いしたいのであれば存命の間に手続きを進めておく方が確実だと思う。

【鈴木講師】

現状では途中で成年後見人をやめるのはかなり難しい。後見人が不正をしていることが明らかな場合は交代ということはある。基本的には本人の判断能力が回復するか又は本人が亡くなるまではやめられない。後見人の体調が悪い場合は、後見人から申し出、家庭裁判所が認めれば交代することができる。

【参加者質問】

制度そのものの利用をやめることはできるのか。

【土屋講師】

できるできないかという点で、できる可能性はあるが、極めて厳しく判断されるので、簡単にやめることはできない。

【参加者質問】

法務省が成年後見制度の柔軟な利用を可能にするため、民法改正を検討すると新聞に掲載されていたが。

【鈴木講師】

必要などころだけ利用して、終わったら柔軟に退任していただくといった議論は出てきているが、現状ではまだそこまで至っていない。

【参加者質問】

息子さんがお母さんの成年後見を申立てられたという話があった。息子さん自身も療育手帳Bを持たれているが、申立人になる条件は特になのか

【鈴木講師】

判断能力が著しく不十分な状態であっても、親族の申立人として認められることもある。

【土屋講師】

それは、例えば重度の知的障害のある人で周りに親族がないが、市長申立ての要件にも当てはまらない場合に、自分自身で申立てができるかどうか。明らかに後見類型になると思われる人が申立てをする

場合、通るか通らないかは分からないが、申立てはできる。金銭面で補助が受けられない等、課題はある。家庭裁判所の調査官との面談が必ずある。その際に必要だと思っているのかと問われ、答えられる人であればいいが、隣の人に言われているだけに見えた場合は、本当に本人の申立てになっているかという点ではねられることがある。

【参加者質問】

妹に成年後見人を選任し、財産管理は弁護士が担当し、身上保護を私が行っている。私も年をとり、身上保護をしてもらう立場になるかもしれない。身上保護の交代は手続きがあるのか。妹が亡くなった場合、妹の財産はどうなるのか。

【鈴木講師】

親族が身上保護の後見人に就いている場合、交代ができるかということであるが、それは家庭裁判所が許可されるかどうかになる。辞任の申立てを行い、それが認められれば、身上保護も含めて弁護士にお願いするのか、もしくは家庭裁判所の職権で代わりを選ばれるか。あるいは、辞任に合わせて選任の申立てもできるので、新たに他の親族を身上保護の候補者にして申立てをする方法も考えられる。財産管理で弁護士が就かれているので、どういう支援がスムーズにいくのか弁護士と相談されるのがよいのではない。

妹さんが亡くなり、遺言がない場合、後見人は、相続権のある人に管理財産を引き渡す。相続割合等は、相続人が話し合って決める必要がある。お子さんがおられたらお子さんに、おられなかったら兄弟姉妹に相続される。財産管理をされている弁護士からは法定相続人に引き渡すまでが後見人の仕事である。

【出口講師】

身上保護と財産管理は別々の人が選任されることがあるのか。

【鈴木講師】

先ほど説明した監督人が就く場合もあるし、複数人で一人を後見する場合もある。

【土屋講師】

候補者欄を空欄にした場合に身上保護はこの方、財産管理はこの方という複数選任は一般的にはされないと思うがどうか。

【鈴木講師】

一般的にはされないと思われるが、最終的には家庭裁判所が決定する。

【土屋講師】

候補者として複数選任を希望し、申立てをした場合に複数選任されることがあるということか。

【鈴木講師】

可能性はあるが、最終的には家庭裁判所が決定する。

【参加者質問】

市民後見人は京都市以外でもおられるのか。親族の後見人で報酬が欲しいと言われた場合の報酬額はどれぐらいか。第三者の方と同じなのか。社会福祉協議会以外にも法人後見をされている機関は京都府内であるのか。

【鈴木講師】

市民後見人について、京都市以外でも養成の取組が進んでいる。京都府内では、京都市、京丹後市、舞鶴市、南丹市、精華町の5つの自治体が中核機関を設置されている。知っている範囲の情報であるが、南丹市、精華町は市民後見人の受任があった。京都市以外でも市民後見人の養成はされている。5つの自治体以外の中核機関が設置されていない自治体では、市役所・町役場が相談窓口になる。京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが成年後見制度の案内というパンフレットを発行しており、そこに京都府内の自治体の相談窓口が掲載されている。

親族の報酬額についてであるが、これは誰の場合であっても報酬額を決めるのは家庭裁判所である。本人の資産状況と支援の内容から、家庭裁判所が報酬額を算定し、審判をされる。審判があった金額を本人から頂くことはできる。ただし、裁判所で目安となる額が出ており、一般的に1千万円弱ぐらいの資産であると、だいたい月額で2万円ぐらいが目安になる。資産が増えると3万円から5万円ぐらいになる。あくまで目安である。本人の状況に合わせて家庭裁判所が判断する。

社会福祉協議会以外に京都府内で法人後見されている法人はある。弁護士の事務所が法人として受任されている場合もあるし、司法書士の場合でもある。そういった所も含めると結構な数がある。

【参加者質問】

親族後見について、利用促進計画ができ、希望すれば親族が後見人になる可能性がどれぐらい上がったのか。実際に私どもの会でも申立手続きを行おうとしたが、利用することなく途中で止めた事例で、申立時に数十万のお金がかかり、途中で解約した時もお金がかかるという話であった。どれぐらいかかるのか。

【鈴木講師】

後見人になれる親族がいる場合、親族後見人が優先されるべきという見解はあるが、実施にどれくらい比率が上がったかという点は、今後結果としてでてくると思う。毎年、最高裁判所から統計が出され

る。現段階でこれだけ増えたという数字は出ていない。

資料を揃えて申立書類を作成する必要があるが、それを専門職が代わりに作成することができる。弁護士であれば代理人として申立人の代わりに家庭裁判所の面接もできる。司法書士であればそこまではできないが、代わりに書類を整えることはできる。おそらく申立てをしていただくために、専門職の方と契約をされた。その契約にお金がかかったのではないか。

実際に法定後見制度に係る金額は申立てだけであれば概ね2万円弱である。その際に、3種類のどれに当てはまるか、医師の診断書を提出するが、必要があれば鑑定を家庭裁判所から指示される場合もある。鑑定があるとプラス5万円から10万円かかる。最大で12万円ぐらいあれば申立てはできる。その後、申立てをしたら、家庭裁判所が必要と認めない限り、申立てを取下げることにはできない。申立書類を申立人に代わって作成するための、弁護士や司法書士との契約にお金がかかったという話なのかと思われる。

【参加者質問】

本人の財産によって後見人への報酬額が違っていると聞いた。本人のためにお金を貯めておく方がいいのか、残しておかない方がいいのか。個人差はあるが、子供の将来は長い。お金のことが一番引っ掛かってくる。お金を貯めようと思えば自宅で家族と同居しており、本人の年金から貯めることができる。どのタイミングで後見人を就けるのが一番いいのか。後見の期間が長く続くのはどうかと思うが、自分のことを考えると早く就けた方がいいのか悩む。こういった場合に後見人を就けられるのか。

【鈴木講師】

明確な答えはない。本人が、そこから先どういった生活をしていくのかを、親族が思い描くプランがあると思う。それに合わせて、資産を貯めていくのか、管理できるようにプランを組んでいくのかで変わっていくと思う。京都市の場合、成年後見制度利用支援事業があり、これも利用促進計画の中で、整備が推進されている。中核機関を整備すると併せて各自治体が国から促されている状況にある。この利用支援事業では、京都市の場合、本人の資産が50万円を下回った場合で、居住の不動産以外に売却できる資産がない場合等の要件があるが、後見人への報酬は自治体が補助する制度がある。まったく資産がない場合に身動きがとれなくなる制度設計にはなっていない。その報酬を払っても本人が困らな

いように家庭裁判所は判断している。家庭裁判所の判断と自治体の制度を合わせて検討されながら本人のことを考えられるのが一番良いと思う。

どのタイミングかというところであるが、早くから第三者が金銭管理をするのか、親族で長く持ちたいのか。そこは本人と話し合いながら、親族で是非話をしていただきたい。親御さん自身が任意後見人契約を行い、判断能力が低下した時に任意後見監督人を選任し、実際に任意後見人が支援を始めたタイミングで、本人の法定後見制度申立てをお願いすることを支援の内容の一つに記載しておく方法もあるかもしれない。自身がこうなったら、そこから先はお子さんの後見人の候補者はこの人だという申立てがされるような設定をしておく。あるいは、年齢が進み、判断能力は低下してないが、体力的にしんどくなり、法定後見制度を利用しようかというタイミングで使っていく。

【土屋講師】

後見制度に関わらず、お子さんに資産をどれくらい残しておいたら安心した暮らしができるのかとよく尋ねられる。生活保護の受給額から考え、仮に月10万円ぐらいが最低生活費だとすると、12か月で120万円、10年で1200万円、20年で2400万円と考えると、5000万円以上残すつもりがあれば残してくださいと言っている。それ以上が難しいのであれば今の幸せのために使ってあげてください。分かりやすく言うとそういう説明をしている。100万円や200万円残されてもというのが、正直な支援者側の気持ちである。将来の生活費でいくとそれぐらいかかるということを目安にしてもらいたい。

軽度の知的障害で少し発達障害がある女性で、24歳の時に保佐人が選任されている例がある。通常であれば結婚するかもしれないと悩んだが、祖母からの相続で高額の資産が入った。高額の資産の管理をどうするかなど、デメリットを含めた話をし、本人も納得した上で保佐申立てをしたが、正直悩ましい。そこは支援員も悩みながら進めている。

【参加者】

家庭裁判所に申立てをしてから選任までどれぐらいの期間がかかるのか。

【鈴木講師】

最高裁が出している統計では、申立てをしてから、約3か月あれば8割ほどは選任されている。

1か月ぐらいで5割は選任されていたと思う。

【土屋講師】

申立てをした段階からの期間か。

【鈴木講師】

そのとおりである。

【土屋講師】

そこで、家庭裁判所の調査官との面接が入るので、その面接がスムーズな場合であると最短では、1か月ぐらいで選任されるが、面接が終わらないと審判が出ない。連れていくのが難しく、家に来てもらわないといけない場合、訪問の調整は先になるので、面接の調整次第というのが期間の点で大きい。また申立ての書類を整えるのが、大変な人がいる。よく転居したりする等、書類を整えるのが難しい場合は、申立てまでに時間がかかることがある。

■研修のまとめ<土屋講師まとめ>

何回聞いても、分かってはいるが踏ん切りがつかないのがこのテーマだと思う。やはり、初めて会った人が明日からあなたのために支援しますというのは、誰であっても無理である。親が元気な間に、本人もこの人がこういうことを手伝ってくれる人だと分かったタイミングでスタートが切れるのが望ましい。それは、皆さんが、救急車を呼ばないといけない5分前というわけにはいかないもので、もう少し手前であることが必要だということで、悩まれているのかと思う。子供が40から50歳代、親御さんが60から70歳に差し掛かって、体調が悪くなってきて心配だと思ったところで、スタートが切れた人は割とスムーズに移行できている気がする。残念ながら親御さんが亡くなり、手続きをしてくれる人がなくて、結局市長申立てをして、ある日突然、後見人が選任されたケースはとても苦勞される。皆さんのお子さんにとって、どっちがいいのかというところで悩んでいただくことになる。

その中で、親族が後見人になるのは本当はしんどいと思う。兄として「なぜ、こんなことするのか」と思うが、後見人としての本来の立場があって、兄としての気持ちを押さえて、後見人として「なぜ、そういうことをしようと思ったのか」というのを聞いて、その行動はだめであるが、その行動に変わることを実現するのが後見人の仕事であり通常の兄以上の役割が期待されている。話し合いをして、親族が後見人を受けるのは、一つのあり方であるが、通常の兄以上のことをしないといけないのが現実にあるので、専門職の人を就け、兄としてできることをやってもらう方がいいのかという考えもあると思う。親族が後見人をされているのをみて、しんどいだろうと思うことがある。

親御さんが親族後見人になっても、親亡き後の課題の解決には一切ならない。親亡き後を考えた場合

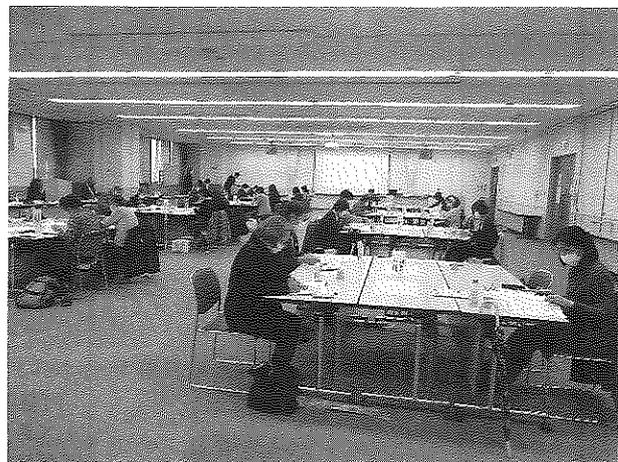
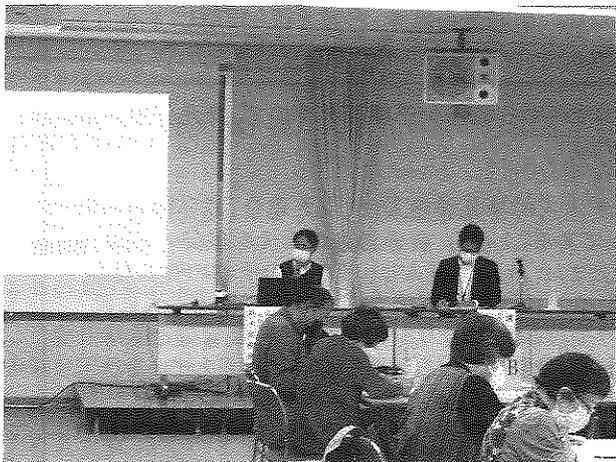
は親が後見人になること以外を考えないといけないと思う。

これは、皆さん自身の老後の話でもある。皆さん自身がどのように今後、自分を支えてもらえる状況をつくるのか。子供のためのことだけではなく、皆さん自身にも関わることである。私はどうしようというのも、是非、この機会に考えていただくことが大事かなと思った。

■＜出口講師まとめ＞

今までは専門職の後見人について研修してきましたが、今回は、親族、法人、市民後見の、これまでと違った視点で後見人制度について研修する機会になりました。私の感覚では20歳代、30歳代の方に50歳代、60歳代の方が後見人に選任された場合、

人間の寿命から当然、後見人の方が先に亡くなります。亡くなった後どうするのかとなった時の選択肢の一つとして法人後見のメリットがあるかと思えますし、これからも増えてくると思えます。専門職、親族、法人、市民後見にそれぞれに特色があると思えますので、個別の事情に応じて、考えていただければよいと思いました。



◆ 参加者からの質問に後日回答をいただきましたので、ご紹介します。

項目	質問	回答
制度関係	・当初類型が補助であったが、能力が低下した場合、保佐に変更できるのか。	できます。 なお、本人の判断能力が変化し、補助から保佐に類型を変更する場合は、保佐開始の申立てを改めて行う必要があります。
	・認知症になりそうな親と障害のある子供の後見人は別にした方がよいか。	個別の事情によります。 ※ 親子間で利害が対立している、或いは対立する可能性がある場合は、親と子の成年後見人等は別人格が適当と考えます。
	・判断能力の程度「不十分」と「著しく不十分」の違いは	法定後見制度では、「不十分」な場合は補助類型、「著しく不十分」な場合は保佐類型に相当します。補助類型と保佐類型の判断能力については、後見申立てで使用する診断書において、次のように記載されています。 「不十分」(補助類型) 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある 「著しく不十分」(保佐類型) 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない
後見人職務関係	・後見人が身元保証人、身元引受人をできない理由	(身元引受人に求められる職務が不明確ですので、身元保証人に関して回答します。) 成年後見人等が本人の身元保証人になった場合、成年後見人等は本人の代理人であることから、自分自身の身元を保証するという矛盾が生じます。また、身元保証人として本人の債務の連帯保証を求められた場合、本人に債務弁済能力がない場合には本人に代わって債務を引き受けることとなります。これは、金銭管理と債務引受けという2つの異なる役割における利益が互いに相反している状況(利益相反)であると言えます。成年後見人等は、本人の利益を優先すべき立場であることから、利益相反につながる行為は避けなければなりません。 なお、親族が成年後見人等の場合、親族の立場で身元保証人になることには、問題はありません。
	・身上保護で「できないこと」は親族後見人であればできるのか。	「親族後見人(=成年後見人等)」としてではなく、「親族」としてであれば、できることもあります。 なお、結婚・離婚・養子縁組等の決定、居所の指定、遺言等、「親族」でもできない行為があります。
	・医療に関する権利がないので、親亡き後に困るが、対応方法はあるのか。	本人を支援する医療・介護・福祉等の関係者と成年後見人等が、本人の希望や選好を尊重しつつ、病状と本人の心身の状況を考慮し、どのような医療を受けることが望ましいのかを検討する場合があります。 なお、緊急時等、医療同意する人がいない場合には、医師の判断により医療を受ける場合もあります。
	・後見人であれば専門職に限らず、同意権・取消権があるのか	成年後見人等の権限付与に関して、親族・専門職の別はありません。本人の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所が必要な権限を成年後見人等に付与します。
	・後見監督人は、後見人が不正を行った場合、どのような対応をするのか。	後見等監督人は、成年後見人等の不正の事実を家庭裁判所に報告します。また、後見等監督人は、不正を行った成年後見人等の解任を家庭裁判所に請求することができます。
法人後見	・利用している法人が後見業務をできるか。	家庭裁判所が認めれば可能です。 ※ 利益相反の可能性が高いため、注意が必要です。
	・法人後見の場合、法人の中で被後見人の担当者はどのように決められるのか。	法人の判断によります。

項目	質問	回答
市民後見人	・市民後見人に報酬はあるのか。	京都市では、市民後見人が家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行うことについて、禁止も推奨もせず、市民後見人の判断に委ねています。
	・どういった場合に市民後見人が選任されるのか。	京都市では、京都市長による後見等開始申立てを行う案件と家庭裁判所から成年後見人等候補者推薦の依頼があった案件のうち、身上保護を中心とした後見業務が想定される案件となります。
	・年齢制限はあるのか。	京都市では、市民後見人候補者名簿登録の年齢要件を定めています。
	・市民後見人の選任基準は。(居住地等)	成年後見人等の選任は家庭裁判所が判断するため、当センターでは回答できません。 なお、京都市の市民成年後見人等は、京都市民の成年後見人等として活動することを前提に、養成しています。
	・市民後見人のメリットとデメリットは	メリットとデメリットという質問への回答は困難です。 当センターでは、市民後見人について、身上保護を中心とした案件の受任には適しているが、法律・福祉等の専門性が高い案件や複雑・高額な財産管理を行う案件等の受任には適していないと考えています。
	・市民後見人と本人との関わり方は	当センターでは、同じ地域に暮らす市民として、本人とのコミュニケーションや見守り等の本人寄り添い型の後見活動を行うことができる強みがあると考えています。
親族後見	・兄弟姉妹が遠隔地に居住している場合、候補者としていない方がよいか。	個別の事情によります。
	・親族が後見人になるように勧められることはあるのか。	当センターでは、お答えできる情報を持っていません。
	・親族後見の場合で、法定どおりに相続する場合であっても、特別代理人の選任が必要か。	家庭裁判所にご確認ください。
その他	・身体障害のみで判断能力がある場合は成年後見制度を利用できない。その場合はどういった対応をすればよいか。	将来の判断能力低下に備えるのであれば、任意後見制度の利用が考えられます。併せて、判断能力が低下するまでの間について、「見守り契約」や「財産管理等委任契約」を締結しておくことで、判断能力がある間の財産管理等を依頼することができます。
	・本人の意思が確認できないときの判断はどうするのか。親の希望を聞いてもらえるのか。	成年後見人等は、家庭裁判所から与えられた範囲の権限に応じて必要な判断をしますが、親族として意見がある場合は、成年後見人等に、率直に伝えられてはいかがでしょうか。
	・後見人でない親がすべての契約、財産管理、身上保護を行っているが、それでよいのか。	個別の事情によります。
	・京都市民以外でも京都市成年後見支援センターを利用できるのか。	当センターの利用対象は、京都市民としています。 京都市外の相談窓口は、自治体等にお尋ねください。

○お知らせ

生命保険協会京都府協会様から助成金をいただきました。

「一般社団法人生命保険協会 京都府協会」様から福祉募金助成対象団体として京親協を決定いただき、令和5年2月7日（火）に、寄贈式が開催され前田会長に目録が授与されました。

福祉募金は、毎年京都府協会所属の生命保険会社22社の職員等を対象に「歳末助け合い募金」を実施され、集まった募金と協会からの補助を合わせて財源とし、助成されているものです。

京親協の事業実施のため活用させていただきます。ありがとうございました。



令和5年度総会開催のお知らせ

令和5年度総会が令和5年5月27日（土）に京都テルサにて開催されます。
役員・理事・評議員の皆さまはご予定ください。

京親協では、京都府から委託を受けて 京都府障害者相談センター（無料相談）

を開設しております。

障害のある方やご家族または支援者の方々の相談に応じます。

もめ事に限らず、どんな困りごとでも疑問も、まずはお相談下さい。必要に応じて関係機関をご紹介します。

☆電話相談 TEL：075-702-1190

○月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時から午後5時まで

※時間外は留守番電話に連絡先を録音していただければ、後日、当方から電話させていただきます。

☆専門相談（予約制です）

TEL：075-702-1190

専門相談員（弁護士又は社会福祉士）が面談します。

○毎月第3火曜日 午後1時30分から午後4時30分まで（ただし、1件1時間以内です）

○場 所：京都障害児者親の会協議会事務局（京都市左京区下鴨北野々神町26北山ふれあいセンター内）

※なお、11月は北部地域で移動専門相談を行います。令和5年11月は福知山市内で行う予定です。府北部地域の方のご相談をお待ちしています。